

多可町新型コロナウイルス感染症防止対策に係る一時避難所の  
防災備蓄物品等の購入補助金交付要綱

令和2年8月20日  
告示第 75 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止対策に取り組む集落が、一時避難所においてその対策を行う際に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、多可町補助金交付規則（平成17年多可町規則第118号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、一時避難所の防災備蓄物品等を整備する集落に交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、集落が一時避難所を開設する際、新型コロナウイルス感染症防止対策を実施するために必要な防災備蓄物品等の経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1集落当たり30万円を上限とし、下限は2万円とする。  
ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月10日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 経費の内容を証する書類（見積等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助金交付の通知)

第7条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはこの条件を、補助金の交付を申請した者に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業終了後、速やかに事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の内容を証する書類(領収書等)
- (3) 事業を実施したことを証する写真等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第4号)により実績報告を提出した者に通知するものとする。

2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、実績報告を提出した者から提出される補助金請求書(様式第5号)により補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を当該補助事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽、その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

この告示は、令和2年9月15日から施行する。